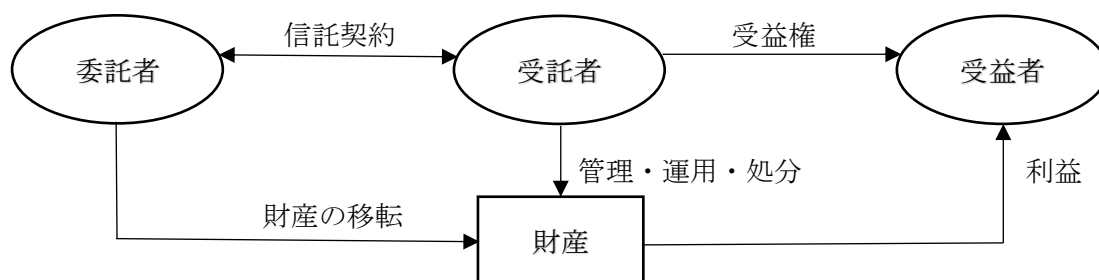


今回のテーマ： 民事信託の活用例

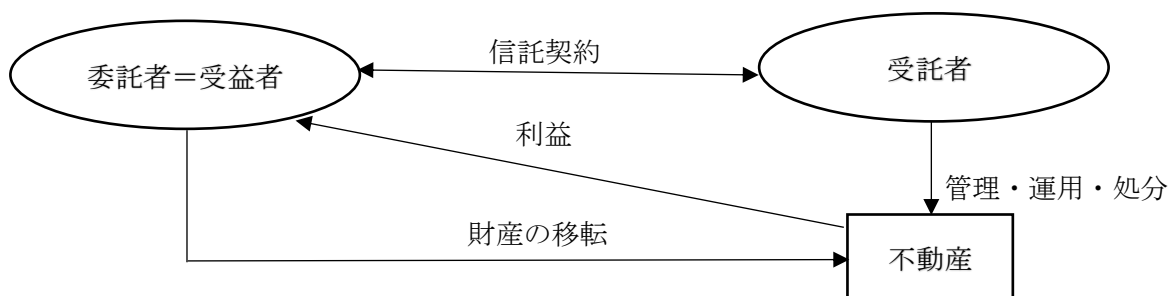
民事信託（家族信託）は、信託契約の内容を柔軟に設定することができるなど利点が多く近年注目を集めています。

民事信託とは

「信託」とは、「委託者」が「受託者」に財産を委託して、財産の管理等をしてもらう制度です。委託された財産から生じる利益を得る人を「受益者」といいます。

**民事信託の活用例（自益信託）**

不動産を所有しているが、認知症のリスクに備えて息子に賃貸不動産を信託したい。



- ・認知症により判断能力を失った場合、借入契約の変更などの法律行為は無効とされます。後見人は法制度の趣旨から財産の保護が重視されるので、その財産の運用に制限をうけることがあります。民事信託はその信託契約の目的にそって受託者の責任において運用できます。
- ・不動産の名義は受託者となるため、登記手続きが必要となります。
- ・受託者は信託財産を自己所有物件と分離管理し、信託財産に係る帳簿を作成し、年に一度、計算書類を作成する必要があります。
- ・不動産の賃貸収入は信託の受益者が、実質的に信託財産に属する資産および負債を有する者とみなされ所得税又は法人税が課税されます。

お見逃しなく！

- ・委託者＝受益者となる信託以外では、贈与税若しくは相続税が生じることとなります。
- ・自社の株式に自己信託（委託者＝受託者）を設定して、受益権のみ生前贈与し、議決権（名義）を自己のままとすることも可能です。